

特定調停

特定調停は、金融業者等への債務の返済を続けることが難しくなった方が、生活の建て直しを図るために、返済方法などを債権者と話し合うために特別に設けられた、民事調停の特例です。したがって特定調停も、基本的には民事調停と同様に、裁判所において、借金を背負っている個人又は法人とその債権者との間で話し合いを行い、紛争の解決を図る制度になります。

特定債務者(金銭債務を負っていて支払不能に陥るおそれのある人、もしくは、事業継続に支障を来たすことなく債務を弁済することが困難な法人)が、債権者(貸金業者やクレジット会社等)を相手方として、今後も返済をしていくことを前提に、生活や事業の建て直しを図るため、返済方法等(例えば、毎月の返済額を減らしたい、返済期限を延ばしたい、返済額を法律にもとづいて確定したいなど)の利害関係を調整するために、調停委員会のもとで話し合いを行います。したがって、支払不能に陥るおそれのない人は、特定債務者ではありません。

また、支払っていきけるメドの立たない人やすでに破綻している人は調停が困難です。

この手続を利用するためには、特定調停の申立てをすることが必要です。

調停委員会は当事者双方の話を個別に聴いて、調整を図りながら調停を進めますので、当事者同士が直接交渉することはありません。

第1 どこへ申し立てるのか

特定調停の申立てをする裁判所は、相手方(債権者)の住所地を管轄する簡易裁判所です。ですから、相手方の住所地(必ずしも本店ではなく、あなたが借り入れなどをした支店の所在地)をきちんと調べる必要があります。

また、相手方が数社ある場合には、管轄の一番多い簡易裁判所にまとめて申し立ててください。

簡易裁判所の管轄地域は京都府内管轄一覧表でご確認ください。

第2 特定調停の特徴

- (1) 今後も支払をしていくことが前提なので、手取り収入から生活費を控除して得られる返済原資があることが必要です。
- (2) 申立手続は自分で簡単にできます。
申立書及び調査表等に、必要事項(借入先、現在の債務額、資産、収入、支出等)を記載していただくこととなりますが、定型の書式を備え付けています。
- (3) 申立費用
収入印紙 債権者1社あたり500円程度

郵便切手 連絡用に3~4千円程度

(4) 利息の見直し

利息制限法にしたがった利率で、借入れ当初に遡って、利息額を再計算し、すでに支払済みの利息を修正するため、債務額が減額されることがあります。

(5) 将来利息の免除又は軽減

申立人(債務者)の経済的再生に資するため、調停委員会は調停成立以降の将来利息については免除するよう相手方(債権者)と話し合います。

(6) 秘密厳守

調停は、裁判とは違い、非公開で行われますので、他人に知られたくないことも安心して話すことができます。

第3 申立ての手続

(受付)

簡易裁判所の受付で、特定調停の手続などについて、説明を受けてください。

(申立て)

申立てのときに特定調停の手続を利用することを明らかにしてください。

窓口で、特定調停申立書等の必要書類(定型のものがあります)を受け取り、記入の上、提出してください。

裁判所は、特定調停の申立てがあったことを、相手方(債権者)に通知します。

(必要書類)

(1) 特定調停申立書(正副各1通) 印鑑の押印が必要です(スタンプ式は不可)。

(2) 収入印紙

相手方(債権者)1社につき500円程度

(3) 郵便切手

申立人及び相手方への通信郵便料で、裁判所により多少異なりますが、相手方5社の場合、ほぼ3~4千円程度です。

提出される裁判所で確認した上、購入してください。

(4) 全債権者一覧表

(5) 財産状況等明細書

(6) 資格証明書(相手方が法人の場合)

(7) 収入、支出がわかるもの(家計表, 給与明細, 家計簿, 通帳などの写し)

(8) 借入れの内容がわかるもの(契約書, 請求書, 催告書などの写し)

(9) これまでの返済の内容がわかるもの(領収書の写し)などをできるだけ多く準備して、提出ください。

(10) 財産に関する資料(登記簿謄本, 車検証などの写し)

注)特定調停申立書などの様式は, 簡易裁判所により多少異なります。

第4 調停手続の流れ

裁判所は申立てを受けると, 通常, 裁判官(調停主任)1名と調停委員2名で調停委員会を組織し, 紛争の解決にあたります。

裁判所から事情聴取を行う日時の連絡がありますので, あなたの収入に関する資料(給与明細, 源泉徴収票など), 支払に関する資料(契約書, 返済領収書, 相手方から交付された書面など), 筆記用具などを用意し, 裁判所に出席してください。

調停委員があなたから, 生活状況や収入, 今後の返済方針などを聴取して, 相手方(債権者)から提出された計算書(あなたとの取引履歴, 借金総額などが記載されています)を見ながら, どの程度(返済期間, 毎月の返済金額など)で返済が可能かを検討します。

その上で, 調停実施の日時(調停期日という)を指定します。

同時に相手方に期日通知をします。

当然のことですが, そこで相談されたことは債権者には説明しますが, 他には漏れませんので, 安心して事実をお話ください。

申立人が裁判所に出席すると, 調停委員会の主導で, 相手方との交渉に臨みます。

相手方(債権者)は, 利息の再計算による引き直し後の債権額を確定します。

そのうえで, どのように支払っていくことが, 当事者双方にとって, 経済的に合理的なのかなどについて, 話し合いを行い, 調停委員会が双方の意見を調整していきます。

相手方(債権者)が出席しない場合は, 調停委員が電話で債権者と交渉することになります。

相手方(債権者)が出席した場合でも, あなたが直接債権者と交渉する必要はありません。調停委員があなたと債権者の間に入り, 交渉を進めます。

話し合いが合意に達すると、その内容が「調停調書」に記載され、調停が成立します。

合意の内容が記載された調停調書の正本又は謄本は、申立人又は相手方の申請によって後日交付されますので、裁判所に受け取りに行くか、希望すれば郵送されません。

「調停調書」の内容は、双方の合意による解決であることから守らなければなりません。

なお、「調停調書」は、訴訟の確定判決と同じ効力を持っていますので、万一、調書に記載されたとおりの支払いがなされない場合には、相手方(債権者)は強制執行の申立てをすることができます。

(相手方欠席の場合)

調停委員が相手方(債権者)と電話で、調停案を提示し、合意を得るように交渉します。

それを基に調停委員会は解決のために適切な調停条項を定め、その内容を決定書にして、双方に交付します。決定書に対して2週間以内に異議申立てがなければ、訴訟の確定判決と同一の効力を持つこととなります。

(どうしても折り合わない場合)

調停は不成立になり解決に至らないまま手続は終了します。

特定調停が不成立となった場合において、その後どのような手続があるのかについては、裁判所の担当書記官や調停委員におたずねください。